

新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の緩和について (ギリシャ政府発表)

4月28日、ミツォタキス首相及び関係閣僚が、新型コロナウイルス感染症拡大防止措置の段階的な緩和について発表しましたので、概要を以下のとおりお知らせします。

1 感染拡大防止措置の段階的緩和策

(1) 5月4日

- ・県内の移動自由化(外出時のSMS及び書類による申請廃止)
- ・小規模の小売店舗(書店, 電気機器店, 靴の修繕屋等)再開
- ・美容院, 床屋, ネイルサロン等再開
- ・教会での個人礼拝再開
- ・緊急でない手術再開
- ・個人で行う練習のための屋外スポーツ施設再開
- ・車検場の再開
- ・自家用車は, 運転手に加えて大人は2人まで(計3名)まで可。親と未成年の子が乗車する場合は, 子供の人数に制限はない。

(2) 5月11日

- ・ショッピングセンター, ショッピングモールを除く各種店舗再開
- ・高校三年生の授業再開
- ・自動車学校再開

(3) 5月17日

- ・教会での聖餐儀式等宗教儀式再開

(4) 5月18日

- ・高校一・二年生, 中学生の授業, 塾, 語学学校の再開
- ・動物園, 植物園等再開(ショーはなし)
- ・遺跡再開
- ・県外への移動自由化

(5) 6月1日

- ・レストラン, カフェテリア再開(屋外の席のみ)
- ・ショッピングセンター再開(飲食店は除く)
- ・(小学校, 幼稚園, 保育園再開の可能性あり)

(6)6月中旬

- ・ホテル(通年営業のみ)再開
- ・屋外映画館再開

2 緩和策に関するその他事項

- ・店舗は混雑を避けるための規制を遵守して営業
- ・公共交通機関(バス, 地下鉄等), タクシー(乗客は1名まで)や店舗(特に美容院, 床屋, スーパー等), 病院内でのマスク着用を義務化(市民保護省発表によれば, 違反行為に対しては罰金 150 ユーロが科せられるとのこと)
- ・公的部門及び民間部門でのテレワーク継続
- ・目的のない外出は控える
- ・通勤ラッシュ回避のため, 各職場で3段階の時差出勤を実施
- ・公的交通機関は真に必要な場合にのみ利用(症状がある人は利用禁止)
- ・高齢者等ハイリスク集団には従来規制を適用

なお, 上記は, あくまで現時点での予定であり, 新たな感染拡大などが見られた際には, 措置の更なる延長や再開もあり得るとのことです。皆様方におかれましては, 引き続き最新情報の確認と感染予防にご留意ください。

在ギリシャ日本国大使館 領事部

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910,9911 FAX : 210-670-9981

Homepage : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp (領事部専用)